

令和9年度 和歌山市若竹学級 利用申請のしおり

若竹学級の開級日・時間

区 分	開級時間
学校のある日(月～金曜日)	下校時（開級は13時以降）～ 18時30分
第2・4土曜日	08時00分 ～ 17時00分
春休み・夏休み・冬休み・学校行事の振替休日	08時00分 ～ 18時30分

【閉級日】

日曜日、祝日、第1・3・5土曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
夏季休業(8月中旬の1週間程度、具体的な日程はあらためて周知します。)
事前に若竹学級の利用児童がいないと判明している日
その他、特別な事情で学校が開校されない日

利用申請の受付期間〈毎年申請必要〉

【令和9年4月利用申請】※通年利用のみ

- 受付期間 令和8年10月19日(月)～12月4日(金) 締切厳守
- 受付場所 通う(予定の)小学校の**若竹学級**
- 受付時間 13時～18時30分(閉級日除く)
- 結果通知 2月下旬予定

【令和9年5月以降利用申込】※通年、長期(春・夏・冬休みのみ)利用する方
毎月申請受付を行っています。

- 受付期間 利用する前々月1日～前月10日 締切厳守
- 受付場所 通う(予定の)小学校の**若竹学級**
- 受付時間 13時～18時30分(閉級日除く)
- 結果通知 利用する前月下旬予定

利用希望期間(例)	申請受付期間
春休み(4月)のみ	2月1日 ～ 3月10日
夏休み(7月)から	5月6日 ～ 6月10日
冬休み(12月)から	10月1日 ～ 11月10日
春休み(翌年3月)のみ	翌1月4日 ～ 翌2月10日

- | | | |
|------------------|------------------|--------------|
| ●書類配布・受付 | ⇒各 若竹学級 | |
| ●申請・運営管理に関するご相談⇒ | K E G若竹学級運営管理事務局 | 073-421-1118 |
| ●利用料・減免に関するご相談 | ⇒和歌山市役所 青少年課 | 073-435-1235 |

✎ 学童保育(若竹学級)とは

若竹学級は、和歌山市内で実施する放課後児童健全育成事業(学童保育)の運営管理業務を「株式会社 K E G リソース」が和歌山市から受託し、学校敷地内等で実施しています。

保護者の事情により放課後に家庭での監護に欠け、保育を必要とする児童に対して、各小学校・義務教育学校の余裕教室などを利用して、家庭に代わる生活の場を提供しています。子どもたちが、家庭・学校・地域との連携のもと、遊びを中心とした活動を通じて、自主性・社会性・創造性を培い、心身ともに健やかに育つことを目指します。

✎ 入級できる児童 (1～3 の条件すべてにあてはまる)

【条件 1】 市立小学校・義務教育学校(前期課程)に就学している児童

【条件 2】 下表いずれかの監護者(保護者)の事情により放課後に家庭での監護に欠ける場合
 監護者…児童と同居(世帯分離も含む)する成人
 ※祖父母、内縁関係含む。おじ・おば等の親戚、児童の兄弟姉妹は除く

監護に欠ける理由	利用が認められる場合	利用可能期間
就 労 (事業専従者の場合は確定申告書第 2 表に記載されている者)	監護者が、月 1 2 日以上(日曜日を除く)かつ月 4 8 時間以上、就労している場合 ※就労が内定している場合は就労証明書に記載の採用予定日以降を利用開始日として利用できます。	就労、就学している期間
就 学	監護者が就労準備のため、月 1 2 日以上(日曜日を除く)かつ月 4 8 時間以上、職業訓練校等へ就学(技能訓練)している場合	
監護者の疾病	監護者が疾病、負傷等のため 1 ヶ月以上の加療を要する場合	左記の理由により、利用を必要とする期間
監護者の障がい・要介護	監護者が、心身に障がい等を有するか、介護(要介護 1 以上)を必要とする場合	
親族等の介護・看護	監護者が、月 1 2 日以上(日曜日を除く)かつ月 4 8 時間以上、要介護 1 以上の親族等の介護または看護をしている場合	
出 産	監護者が、8 週間以内に出産を予定している場合、または、出産してから 8 週間以内の場合 ※多胎妊娠の場合は産前 1 4 週間以内	産前 8 週間(または 1 4 週間)以内に属する月 ～ 産後 8 週間以内に属する月
育 休	監護者が 育児休業を取得している場合	育児休業期間
求 職	監護者が、求職活動のため家庭にいない場合 ※申込日までの 3 0 日間に 5 日以上求職活動の実績が必要	利用を必要とする期間 (最長で通算 3 ヶ月まで、 年度内 1 回限り)
高 齢	利用開始月時点で 7 5 歳以上の監護者	左記の理由により、利用を必要とする期間

【条件 3】 監護者(保護者)等による送迎が可能な児童

※若竹学級用の自動車駐車スペースはありません。自動車での送迎はご遠慮ください。
 開級時間内にお迎え(若竹の教室の入り口で対面による)が可能な児童

✎ 利用区分（利用可能月）について

	監護者全員が家庭で監護を行えない時間帯	利用区分(利用可能月)
通年利用	平日の 14 時 30 分～18 時 30 分の一部または全部の時間帯	通年(4 月～翌 3 月)利用可
長期利用のみ (春・夏・冬休み)	平日 14 時 30 分以前を含めた時間帯	春休み(4 月・翌 3 月)、夏休み(7 月～8 月)、冬休み(12 月～翌 1 月)

※夜間勤務・交代制勤務等のため、上記時間帯に自宅で休まれている方を含みます。

✎ 利用料について

項目	金額	お支払い方法	備考
利用料 (「利用終了届」提出日の月までかかります。提出日以前にさかのぼることはできません。)	月額 4,000 円 ●兄弟姉妹で利用する場合、2 人目以降の年下の児童の利用料は月額 2,000 円に減額します。 ●一定の条件に当てはまる場合、減額・免除の制度があります。	口座振替 ●利用承認後に配布する「口座振替依頼書」を指定金融機関に提出してください。翌月から引き落としとなります。 指定金融機関…紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、わかやま県農業協同組合	●1 か月単位ですので、日割り計算は行いません。 <u>利用日数にかかわらず（1 日も利用しない場合でも）利用料がかかります。</u> 月の途中で利用を開始もしくは終了した場合も同様です。
おやつ代・クラス代等の実費分	月額 1,500 円程度	各若竹学級で現金徴収	

令和 9 年度口座振替日・納付書納期限	
令和 9 年 4 月分利用料	<u>令和 9 年 6 月 30 日(水)</u>
令和 9 年 5 月分利用料	
令和 9 年 6 月分利用料	<u>令和 9 年 8 月 2 日(月)</u>
令和 9 年 7 月分利用料	
令和 9 年 8 月分利用料	令和 9 年 8 月 31 日(火)
令和 9 年 9 月分利用料	令和 9 年 9 月 30 日(木)
令和 9 年 10 月分利用料	令和 9 年 11 月 1 日(月)
令和 9 年 11 月分利用料	令和 9 年 11 月 30 日(火)
令和 9 年 12 月分利用料	令和 10 年 1 月 4 日(火)
令和 10 年 1 月分利用料	令和 10 年 1 月 31 日(月)
令和 10 年 2 月分利用料	令和 10 年 2 月 29 日(火)
令和 10 年 3 月分利用料	令和 10 年 3 月 31 日(金)

入級するために必要な提出書類

- ①「放課後児童健全育成事業利用申請書」
- ②「誓約・同意書および家庭状況申告書」
- ③利用を必要とする理由を証明する書類(下表を参照)

※③については、児童と同居(世帯分離も含む)する監護者(祖父母、内縁関係等を含む)全員分が必要です。なお、おじ・おば等の親戚、児童の兄弟姉妹等の分は不要です。

※下表内の「所定の様式」は、若竹学級に備え付けています。

※記入漏れや書類の不足等がある場合は、入級決定審査の対象となりませんので、ご注意ください。

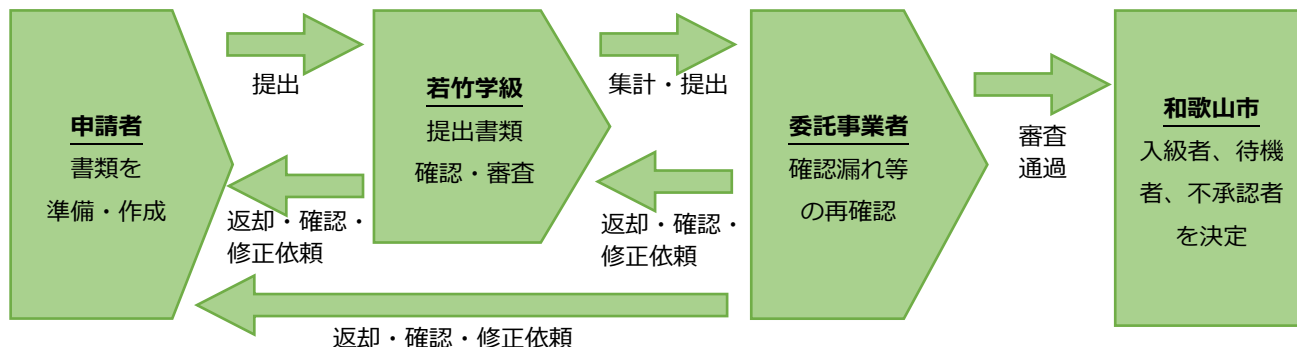
理 由		利用を必要とする理由を証明する書類
就 労	被雇用者	・ 就労証明書 (様式 1) ※法人の代表者等で、会社から給与を受けている場合を含む。
	個人事業主、 内職、農業等	・ 就労証明書 (様式 1) ・ 事業を行っていることが分かる書類 (原則、①～③のいずれか) ①直近の確定申告書第 1 表の写し ②直近の市民税申告書の写し ③開業したばかりで申告前の場合、開業届の写し
	(家庭内) 事業専従者	・ 就労証明書 (様式 1) ・ 事業主 の確定申告書第 2 表の写し(事業専従者の名が記載されている部分)(別紙 1 参照) ※専従者控除の場合に限る。配偶者控除、扶養控除等の場合は対象外。
就 学		・ 就学先で発行した在学証明書の写し ・ 就学日時が分かる時間割等の写し
監護者の疾病		・ 医師の診断書の写し(様式 2)
監護者の 障がい・要介護		障がい…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 要介護…介護保険被保険者証(要介護 1 以上)
親族等の 介護・看護		介護…介護を要する者の介護保険被保険者証(要介護 1 以上) または身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 看護…看護を要する者の医師の診断書の写し(様式 3)及び 看護の理由書(所定の様式)
出 産		・ 母子健康手帳の写し(母の氏名、出産予定日を記載している部分)
育 休		・ 育児休業証明書(様式 4)
求 職		・ ハローワークの受付票、求人申込完了画面の写し ・ 求職活動誓約書(所定の様式)
高 齢		・ マイナンバーカード、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート等年齢が確認できる公的な本人確認書類の写し

注意事項 (入級申請と同時に以下注意事項を了承されたとみなします)

- 同意書に基づき、審査に必要な申請者の情報を、委託事業者が和歌山市に照会する場合があります。
- 児童の安心安全のため、送迎時は指導員と「対面」で児童の受け渡しを行います。
- 若竹学級でタブレット端末の故障、破損、紛失、盗難等のトラブルが発生した場合においても、市及び委託事業者は一切の責任を負いません。
- 若竹学級の安心安全で円滑な運営にご協力ください。若竹学級において、児童・保護者が他の児童・保護者や指導員の人権侵害や暴力などがみられ集団生活に著しい支障が生じる場合や「誓約・同意書および家庭状況申告書」の誓約・同意事項が守られない場合等には、**若竹学級の利用を制限したり、利用の承認を取り消し、利用を終了していただく場合があります。**
- 若竹学級用の自動車駐車スペースはありません。自動車での送迎はご遠慮ください。
- 緊急及び通常の連絡は保護者連絡アプリ「ミマモルメ」で行いますので、アプリの登録が必要です。

✎ 審査の流れについて

●申請期限までにすべての必要書類をご提出ください。申請期限までに、委託事業者(株式会社KEGリソース)での書類審査に通過した方は、定員超過、利用料の滞納を除き、全員和歌山市が入級決定します。提出期限までに書類審査に通過しない場合は、希望月に入級できません。



✎ 定員調整について

●若竹学級では、子どもたちに安心安全で居心地のよい生活の場を提供するため、1学級あたりの定員を設けています。

定員を超えて利用の希望がある場合、利用を希望する児童全員について和歌山市が定員調整を行い受入順を決定します。児童の学年、世帯(ひとり親等)の状況、利用を必要とする理由に加え、**利用状況(前年度に5日以上利用のルール遵守・利用料の滞納がない)**等が基準となります。

若竹学級の利用が決定した場合、「利用承認決定通知書」をお届けします。前年度に利用されていても、今年度利用できるとは限りませんので、必ずこの決定通知書をご確認ください。

定員に達した若竹学級では、定員を超えた児童を待機児童として登録します。待機児童として登録された場合、「利用不承認決定通知書(保留)」をお届けしますので、定員に空きが出るまで利用をお待ちください。定員に空きが出たら、待機者を含む利用を希望する児童全員であらためて調整を行い、定員まで児童を受け入れます。春・夏・冬休みのみの利用について待機となった場合で、次の長期休みにも利用を希望する場合は再度申請が必要です。

✎ 入級承認後に必要な提出書類

●口座振替「口座振替依頼書」

⇒提出先：指定金融機関（紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、わかやま県農業協同組合）

前年度に口座振替している方で、今年度の「利用申請書」の申請者(保護者)が前年度と同じ場合のみ、上記の手続き無しで前年度と同じ口座から振替できます。

下表のように、申請者(保護者)が前回提出時から異なる(例：父親→母親)場合、あらためて口座振替の手続きが必要ですので、ご注意ください。

(例)	利用申請書の保護者氏名	口座名義人
令和8年度	父	父
	↓	↓× 引き継がれません
令和9年度	母	あらためて口座振替依頼書の提出が必要

保護者控え記入欄：利用申請書の保護者氏名（ _____ ）

●利用料減免希望者のみ「利用料減額・免除申請書」と「同意書」をセットで

⇒提出先：**和歌山市役所青少年課**（若竹学級への提出はできません。）

※郵送もしくは**青少年課窓口（本庁舎 1 4 階）へ持参（電話：073-435-1235）**

申請期間は令和9年4月1日～令和10年3月31日です。年度(学年)をさかのぼっての申請はできません。

項目	要件	項目	要件
1	生活保護受給世帯	5	市町村民税が均等割のみのひとり親世帯
2	就学援助の認定を受けている世帯	6	1～5以外で世帯総所得が 2,581,000 円未満のひとり親世帯
3	特別支援教育就学奨励費の認定を受けている世帯	7	1～6以外で世帯総所得が 2,821,000 円未満の世帯
4	市町村民税非課税世帯		

入級中に必要な提出書類

詳細は各若竹学級までお問い合わせください。

提出書類	提出が必要な場合	提出時期	備考
利用終了届	長期(春・夏・冬休み)のみ利用の場合や、通年利用の予定だったが利用しない月が生じたとき 家庭で監護できるようになったとき	利用する最後の月の月末まで	再び利用が必要となった場合は「利用申請書」と「再申請誓約書」をご提出ください。(定員状況によっては待機となる可能性があります)
5 日未満の理由書	1 カ月の出席日数が 5 日未満となった場合	5 日未満となった月の翌月 15 日まで	他の待機者を優先するために利用を終了いただく場合があります。
変更届	申請内容が変わったとき(児童・保護者の氏名、住所、連絡先、家庭状況、監護できない理由)	変更が生じてからすみやかに	監護できない事情(例：求職→就労)、長期利用→通年利用などの変更の場合は変更後の就労証明書も必要です。出産→育休の場合は育児休業証明書が必要です。
利用終了届(転校前) 及び 利用申請書(転校先)	市内他校へ転校するとき	利用申請書を、利用したい月の前月 10 日までに提出	転校先の若竹が定員に達している場合は待機となる場合があります。
休止届 ※月の初日から末日まで休止する場合は当該月の利用料は不要です。	児童が入院する等健康上その他やむを得ない理由で利用を休止せざるを得ないとき	休止期間の初日まで	休止せざるを得ない理由と期間がわかる書類(医師の診断書の写し等)を添付してください。
再開届	休止していたが、予定より早く利用を再開するとき	利用を開始する日の前日まで	

利用終了となる場合

- 出席日数が少ない場合（正当な理由なく、1 か月の利用が 5 日未満の状態が 2 か月続く場合等）
- 児童・保護者により、人権侵害や暴力などの運営に支障が出る迷惑行為が認められた場合
- 利用料を滞納した場合
- 利用時間を守られず、複数回、開級時間内のお迎えが間に合わない場合

✎ 緊急時の対応について

●感染症による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、その学級・学年の児童は閉鎖期間中、感染拡大防止の観点から若竹学級を利用できません。また、下校するまでの授業時間中に学級・学年閉鎖となった当日においても同様です。なお、学校閉鎖となった場合、若竹学級も閉鎖します。

●気象警報等が発表されたとき

気象警報等が発表された場合の開級・閉級の基準は以下のとおりです。

また、警報等の有無に関わらず、危険が予想される場合には閉級する場合があります。

【平日(学校登校日)】

学校等の状況	若竹学級の利用
休 校	若竹学級を閉級します。
若竹学級の開級後に警報等が発表された場合 (地震による臨時休校含む)	警報等が発表され次第、若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。
短縮授業となり 通常より早く下校する場合	若竹学級を閉級します。 ※速やかにお迎えをお願いします。
危険が予想されるため、前日の時点で翌日の 短縮授業が決定された場合	若竹学級を閉級します。 ※翌日の警報等や、午前中授業の有無に関わらず閉級
警報解除等により 途中から授業がある場合	13時から若竹学級を開級します。 ※給食が無い場合はお弁当が必要です。
事前に給食の休止が決定され 午前中授業となった場合 (危険が予想されない場合)	若竹学級を開級します。 ※お弁当が必要です。

【春・夏・冬休み中、第2・4土曜日、振替休業日(学校登校日以外の開級日)】

	7時まで	8時まで	11時まで	若竹学級の利用
①	警報発表	継続		若竹学級を閉級します。
②	警報発表	警報解除		若竹学級を9時から開級します。 ※お弁当が必要です。
③	警報発表	警報発表		若竹学級を13時から開級します。 ※11時以降に解除された場合は閉級します。

※若竹学級開級中に警報等が発表された場合は閉級となりますので、速やかにお迎えをお願いします。

●保護者連絡アプリ「ミマモルメ」について

緊急の連絡は「ミマモルメ」を使用しますので、保護者によるアプリの登録が必要です。登録されない場合、事務局・若竹学級からの連絡が確認できなくなりますのでご注意ください。

●その他、急病やケガのとき

若竹学級利用中の急病やケガについては、応急処置（救急車の要請等含む）までの対応をします。保護者の方にご連絡いたしますので、速やかにお迎えをお願いします。

(別紙 1)

事業専従者の添付書類の見本(事業主の確定申告書第2表)

[illegible]

(様式2)※監護者自身の疾病の場合

診 断 書

氏 名	男 女	生年月日	年 月 日
住 所			
療養期間 ※必ず記入して ください	年 月 日 ～ 年 月 日		
病名や症状			
のため自宅での子の保育は困難である。			
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
医療機関名			
所 在 地			
診断医師名			

※完治までの期間が未定の場合は、証明日から当該年度の最終日(例:令和10年3月31日)までを記載してください。

(様式3)※親族の看護の場合

診 断 書

氏 名	男 女	生年月日	年 月 日
住 所			
療養期間 ※必ず記入してください	年 月 日 ～ 年 月 日		
病名や症状			
により日常的に親族等の看護が必要な状態である。			
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
医療機関名			
所 在 地			
診断医師名			

※完治までの期間が未定の場合は、証明日から当該年度の最終日(例:令和10年3月31日)までを記載してください